

# 第1回小林市・高原町・野尻町合併協議会 ( 会 議 録 )

日時：平成20年4月17日(木)  
午後1時30分から  
場所：小林市中央公民館 大ホール

小林市・高原町・野尻町合併協議会

## 第1回小林市・高原町・野尻町合併協議会次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ 小林市長 堀 泰一郎
- 3 副会長あいさつ 高原町長 日高 光浩  
野尻町長 長瀬 道大
- 4 来賓あいさつ 宮崎県知事 東国原 英夫 様
- 5 委員等委嘱
- 6 委員、顧問、監事紹介
- 7 幹事、事務局紹介
- 8 議長選出（規約第10条の規定に基づき会長）
- 9 議 事

### ① 報告事項

- 報告第1号 小林市・高原町・野尻町合併協議会の設置に至る経緯について  
報告第2号 小林市・高原町・野尻町合併協議会規約及び協議書について  
報告第3号 小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会規程について  
報告第4号 小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会規程及び小林市・高原町・野尻町合併協議会分科会規程について  
報告第5号 小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局規程について  
報告第6号 小林市・高原町・野尻町合併協議会財務規程について  
報告第7号 小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について  
報告第8号 小林市・高原町・野尻町合併協議会組織体制について

### ② 協議事項

- 協議第1号 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議運営規程について  
協議第2号 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議傍聴要領について  
協議第3号 小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程について  
協議第4号 小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程について  
協議第5号 平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会事業計画について  
協議第6号 平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会予算について  
協議第7号 小林市・高原町・野尻町合併協議会のスケジュールについて  
協議第8号 合併協定項目について  
協議第9号 事務事業一元化の基本的な考え方について  
協議第10号 合併の方式について  
協議第11号 合併の期日について  
協議第12号 新市の名称について  
協議第13号 新市の事務所の位置について  
協議第14号 小委員会付託事項について  
協議第15号 新市基本計画策定方針について

### ③ 確認事項 第2回小林市・高原町・野尻町合併協議会開催について

- 10 その他
- 11 閉 会

第1回 小林市・高原町・野尻町合併協議会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

1. 会 長	小林市長	堀 泰一郎	17. 委 員	龍神 豊美
2. 副会長	高原町長	日高 光浩	18. "	坂下実千代
3. "	野尻町長	長瀬 道大	19. "	入佐 廣登
4. 委 員		中屋敷慶次	20. "	清水 公雄
5. "		小島 利春	21. "	前原 淳一
6. "		西道 紀一	22. "	竹之内昭一
7. "		久保田恭弘	23. "	丸山 崇
8. "		首藤美也子	24. "	瀬戸口美智子
9. "		松元 朝則	25. "	原田 富雄
10. "		永野 本助	26. "	淵上 貞継
11. "		山田 福雄	27. "	福本 誠作
12. "		種子田與市	28. "	杉元 豊人
13. "		坂本 新平	29. "	赤崎 峯雄
14. "		西岡 長成	30. "	見越南州男
15. "		下別府 明	31. "	楠元フタミ
16. "		高岩都津子	32. "	竹山 昭徳

( 顧 問 )

宮崎縣市町村合併支援室長 坂本 義広 宮崎県西諸県農林振興局長 後藤田 悦男

( 監 事 )

高原町 中園 康與 野尻町 酒匂 重成

( 幹 事 )

小林市 末元 三夫 高原町 福留 宜文 野尻町 内村 明生  
肥後 正弘 高妻 経信 谷元 弘朗  
殿所多美雄 久保田芳人  
南崎淳一郎  
久米 勝彦

( 事務局 )

事務局長	倉園 凡生	事務局員	野口 健史
事務局次長	谷川 浩二	〃	柴内 敏彦
事務局員	鶴水 義広	〃	芝田 和之
〃	税所 将晃	〃	馬場 倫代
〃	水町 洋明	〃	楠元いず美

( 欠席者 )

野尻町 吉田 哲幸

以上、( 敬称略 )

事務局	<p style="text-align: center;">午後 1 時30分開会</p> <p>皆さんこんにちは。案内をしておりました時間となりました。本日は合併協議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきますシステムグループリーダーの水町と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、ただいまより会議を開催いたします。</p> <p>まず、本日の会議につきましては、32名の委員の皆さんが御出席でございます。したがって、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第10条の規定によりまして、会議の定足数に達しておりますので、本会議は成立していることを前もって報告いたします。</p> <p>また、協議会規約第6条に、会長、副会長は1市2町の長が協議して選任すると規定されています。その協議の結果、会長に小林市長、副会長に高原町長、野尻町長がそれぞれ就任されましたことを報告いたします。</p> <p>それでは、まず本協議会の会長であります堀市長にごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。本日第1回目の小林市・高原町・野尻町合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>このたびは、御多忙な中に、協議会委員の職をお引き受けいただきました皆様方に、心から厚くお礼を申し上げます。</p> <p>近年、国の厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化など、市町村を取り巻く状況がますます厳しくなる中、地方分権の推進や道州制の論議が活発化するなど、私ども市町村は将来に向けまして、今まさに大きな変革の時期を迎えておるところであります。住民に最も身近な基礎的自治体であります市町村は、広域化する生活圈や経済圏に対応したまちづくりや、高度な住民サービス、また地方分権時代にふさわしい行財政基盤の強化や自治能力の向上などが求められておりまして、市町村合併はその有効な方策の一つであります。</p> <p>さて、西諸地域では、旧合併特例法下での合併を目指しまして、平成16年4月に1市2町1村での法定合併協議会を設立いたしまして協議を行ってまいりましたが、協議が不調に終わり、まことに残念な結果となりました。小林市といたしましては、平成18年3月20日に旧須木村との新設合併により新生小林市が誕生し、新市建設計画に基づく新たなまちづくりに積極的に取り組んでおるところであります。</p> <p>このような中、高原町、野尻町の住民説明会等での地域住民の意向を受け、両町から並々ならぬ御決意と御英断の上で、昨年12月に小林市に対し、法定合併協議会設置の申し入れがありました。私ども小林市といたしましても、市議会の御理解を得まして、その御決意を真摯に受けとめさせていただきまして、本年の3月の6日に、1市2町の首長が、合併を前提とした法定合併協議会設置に対する最終意向確認と確認書の調印を行ったところであります。</p> <p>1市2町では、3月議会において、法定合併協議会設置議案と予算関連議案を提案をいたしまして、審議の結果、各議会で議案が可決され、議会での議決を受け、4月1日に法定合併協議会を設置いたしまして、翌2日に県知事への法定合併協議会設置の届け出を完了したところであります。</p> <p>今回の法定合併協議会では、前回の協議経過や結果を検証いたしまして、1市2町の歴史や文化・伝統を尊重しながら、また健全財政や行財政改革の視点を十分に踏まえ、合併に関するさまざまな項目について、お互いに納得いただけるよう、真摯に協議を行っていきたいと考えておるところであります。</p> <p>本日御提案する事項は、平成22年3月までの合併新法下での合併を前提とし</p>

<p>事務局 副会長</p>	<p>たものでありまして、協議会のスケジュールといたしましては、ことしの10月までに協議を終了し、1市2町が合併の是非を判断した上で、各議会での議決を経て、県知事に申請をするという、前回よりはるかに短期間での協議となります。委員の皆様方には大変御苦勞をおかけしますが、趣旨を御理解いただきまして、協議会の運営に特段の御協力を賜りたいとお願いを申し上げます。</p> <p>なお、協議会の顧問といたしまして、県から市町村合併支援室長の坂本義広様、西諸県農林振興局長の後藤田悦男様のお二人に御就任いただきまして、県政の立場から御指導、御助言を賜ることになっております。お二方には、御多忙の中、恐縮に存じますが、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>終わりに、本協議会が、当西諸地域の発展のための礎となるよう、その重責を果たすことを御祈念申し上げ、私の会長としてのあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>次に、副会長であります日高町長にごあいさつをお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。小林市・高原町・野尻町合併協議会副会長を務めさせていただきます高原町長の日高光浩でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>事務局 副会長</p>	<p>第1回の協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>高原町におきましては、国の地方分権の推進、少子高齢化の進行、広域的行政課題への対応、三位一体改革によります財政状況等の逼迫の中で、合併は避けて通れないとの認識のもとで、高原町民への情報の提供、そして住民説明会を開催してまいりました。</p> <p>おおむね町民の理解を得ることができたとの判断をいたし、野尻町長さんとともに、昨年12月の27日、小林市長さんへ合併協議会設置のお願いをいたしたところでございます。</p> <p>小林市長さん、小林市議会の皆様におかれましては、両町のこの申し入れを快くお受けくださいますして、去る4月1日、小林市・高原町・野尻町合併協議会が設置されたところでございます。この場を借りまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、市町村合併は関係する住民にとりましては、大きな影響を及ぼしますことから、合併協議会におきまして、地域住民の福祉の向上、また公正かつ慎重な合併後の将来についての新市まちづくり計画等を作成いたすこととなっております。</p> <p>今後、この協議会におきまして、合併に関する多くの項目について、協議をお願いすることになり、皆様方には大きな御負担をおかけすることになりますが、将来にわたり、西諸地域の一体的な均衡ある発展の推進のために、皆様方の真摯な御協議を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、同じく副会長であります長瀬町長にごあいさつをお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。御紹介いただきました副会長の野尻町長の長瀬でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、皆様方、大変お疲れさまでございます。それでは一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>このたび、小林市・高原町・野尻町によります法定合併協議会が設置されまして、大変ありがたく思っている次第でございます。</p> <p>もう皆様御案内のとおりでございますが、さきの1市2町1村によります法定協におきましては、野尻町は諸般の事情により、途中離脱することになりました。当時の1市1町1村の皆様方には、多大なる御迷惑をおかけし、大変申しわ</p>

けなく思っている次第でございます。

その後、野尻町におきましては、自立の道を模索してまいりました。その結果、七、八年は何とか自立でいけると判断をいたしました。しかし自治体を取り巻く環境は、年を追うごとに厳しくなり、10年後あるいは20年後の将来を見据えたときに、非常に厳しいものがあり、今合併しておかないと、必ずや禍根を残すという強い思いのもと、町民各位にその必要性を訴えてまいったところでございます。

その結果、大方の町民に御理解をいただき、去る3月定例議会におきまして、法定協設置の議案が賛成多数をもって可決をされたところでございます。

また、小林市におかれましては、高原町、野尻町の申し入れを温かく受け入れていただき、感謝をいたしているところでございます。

さて、合併さえすれば、各市町村が抱えております諸課題であります財政問題とかあるいは地方分権の受け皿とか、少子高齢化、あるいは過疎化等々の問題が直ちに解決されるか、あるいはサービスが目に見えて向上するかという、そういうことにはもちろんならないと思います。

しかし、人口がふえ、経済が拡大し、税収もふえたのは昔の話であり、このまま合併せず、自立で行くとするならば、課題の解決はなおさら難しくなり、サービスはより低下していくものと思います。現在も道路特定財源や後期高齢者医療制度などで大変に混乱しておりますが、今後今以上に必ずや来るであろう幾多の困難を克服するために、足腰の強い、しっかりとした自治体をつくり上げておく必要があると思います。そのための手段として、合併があるものと思っております。

小林市を中心とした西諸地域は、霧島連山の北麓にあり、自然豊かで地理的にも恵まれ、また人情にも厚く、多くの人材も輩出しております。三人寄れば文殊の知恵といいますが、西諸地域の3つの自治体が合併するならば、必ずや他の自治体に負けない基盤のしっかりした立派な自治体になり得るものと確信いたしております。

なお、合併協議を進めていく上で、過去にも堀市長さんが何回もおっしゃっておられましたように、主張すべきは主張するものの、お互い譲り合う精神が肝要であると思っております。我田引水にならないよう、十分留意していかねばならないと思っております。前回の轍を踏むことのないよう、不退転の決意で臨んでおりますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、あいさついたします。どうもありがとうございます。

ありがとうございました。

ここで本日おいでの来賓の方にごあいさつをお願いしたいと思います。

それでは、宮崎県知事東国原英夫様をお願いいたします。

皆さん、御苦労さまでございます。本日は知事が参りまして、直接お祝いのごあいさつを申し述べるところでありますけれども、公務のために出席できませんので、私、西諸県農林振興局長の後藤田でございます。知事から祝辞を預かってまいっておりますので、代読をさせていただきたいと思っております。

小林市・高原町・野尻町合併協議会が設立され、本日第1回の協議会が開催されますことを心からお喜び申し上げます。

皆様御案内のとおり、平成11年7月の旧合併特例法の改正以降、全国的に市町村合併が進み、本県におきましても、20の市町村が合併して、6つの市と町に再編され、従来の44市町村が30市町村となったところであります。

しかしながら、地方分権の一層の進展や、少子高齢化の進行、さらには今後議論が本格化していくと思われ、道州制の導入を見据えますと、住民に身近な基礎自治体である市町村はその行財政基盤の強化を図り、活力ある市町村としての総合力をつけておくことが重要であり、市町村合併はその有効な方策であります。

事務局

西諸県農林振興局長

	<p>そのため、県といたしましても、引き続き市町村合併を推進しているところであり、さまざまな支援措置を定めた合併新法の期限まで残り2年を切っていることを踏まえ、これからの取り組みが大変重要になってくるものと考えております。</p> <p>このような中、県内では、ことし3月に日南市、北郷町及び南郷町により、廃置分合の申請がなされ、また宮崎市及び清武町におきましても、具体的な合併協議が順調に進められているところであります。</p> <p>さらに、本日ここに小林市・高原町・野尻町合併協議会が開催され、本格的な協議が開催されますことは、まことに時宜を得たものであり、意義深いことと存じます。</p> <p>申し上げるまでもなく、合併は市町村の根幹にかかわる事柄であり、地域の将来や住民の生活に多大な影響を及ぼす問題でありますので、関係市町村や地域住民の方々が一体となり、自主的・主体的に判断されることが大変重要であります。</p> <p>そのためには、住民の方々に十分な情報を提供し、新しいまちづくりのための議論に積極的に参加していただくことが肝要であります。</p> <p>今後、合併の実現に向けて、厳しいスケジュールになるかと思いますが、委員や職員の皆様の精力的な取り組みを期待しております。</p> <p>県といたしましても、小林市・高原町及び野尻町の合併に対する取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。</p> <p>最後になりますが、当協議会の実りある成果と御出席の皆様方の御健勝をお祈りいたしまして、お祝いの言葉といたします。</p> <p>平成20年4月17日、宮崎県知事東国原英夫代読。本日はどうもおめでとうございます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
局長	<p>続きまして、委員等の委嘱に移ります。事務局長の倉園が説明いたします。</p> <p>紹介いただきました事務局長の倉園と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>委員等につきましては、お手持ち資料の112ページから113ページにお示しをしておりますが、小林市から16名、高原町、野尻町から各8名、1市2町合わせまして32名となっております。また、県から2名の顧問の方々をお願いしております。</p> <p>委嘱状交付ということでございますので、本来ならば、会長の方からお一人ずつお渡しするということになっておりますが、時間の関係等もございますので、1市2町から代表の方各2名にお渡しをして、各位におかれましては、あらかじめお席の方に置いてあります委嘱状をもちまして、御了解をいただきたいと思っております。</p> <p>なお、3首長の協議によりまして、協議会の委員の委嘱をもちまして、市町村の属する市町の非常勤の職員の任命もされたものとみなすというふうに協議がなされておりますので、各市町の非常勤の委員にもこの委嘱によってなされるということをお理解いただきたいと思っております。</p>
会長	<p>それでは、まず、小林市から市議会議員の中屋敷慶次様、学識経験者の永野本助様、お願いいたします。</p> <p>委嘱状、中屋敷慶次殿。小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第7条第1項第2号の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会委員に委嘱します。</p> <p>委嘱期間、平成20年4月1日から、合併協議会廃止の日まで。平成20年4月17日、小林市・高原町・野尻町合併協議会会長堀泰一郎。よろしく願いいたします。</p>
局長	<p>委嘱状、永野本助殿。以下すべて同じ文章ですから、省略させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、高原町から町議会議員の入佐廣登様、学識経験者の竹之内昭一</p>



会長	<p>様、お願いいたします。</p> <p>委嘱状、入佐廣登殿。以下すべて同じ文章です。よろしくお願いいたします。</p> <p>委嘱状、竹之内昭一殿。以下同じ文章です。省略いたします。よろしくお願いいたします。</p>
局長	<p>続きまして、野尻町議会議長の淵上貞継様、学識経験者の赤崎峯雄様、お願いいたします。</p>
会長	<p>委嘱状、淵上貞継殿。以下同じでございますので、省略いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>委嘱状、赤崎峯雄殿。以下同じです。省略いたします。よろしくお願ひします。</p>
局長	<p>ありがとうございました。引き続きまして、委員の皆様の御紹介をいたしたいと思ひます。112ページ、113ページにわたりまして、名簿順に御紹介いたしたいと思ひますので、まず小林市の方から。小林市長堀泰一郎様、小林市議会議長中屋敷慶次様、小林市議会副議長小畠利春様、小林市議会議員西道紀一様、小林市議会議員久保田恭弘様、小林市議会議員首藤美也子様、小林市議会議員松元朝則様、学識経験者永野本助様、学識経験者山田福雄様、学識経験者種子田與市様、学識経験者坂本新平様、学識経験者西岡長成様、学識経験者下別府明様、学識経験者高岩都津子様、学識経験者龍神豊美様、学識経験者坂下実千代様。</p> <p>次に高原町の委員といたしまして、高原町長日高光浩様、高原町議会議長入佐廣登様、高原町議会副議長清水公雄様、高原町議会議員前原淳一様、学識経験者竹之内昭一様、学識経験者丸山崇様、学識経験者瀬戸口美智子様、学識経験者原田富雄様。</p> <p>続きまして野尻町委員の方々を御紹介いたします。野尻町長長瀬道大様、野尻町議会議長淵上貞継様、野尻町議会議員福本誠作様、野尻町議会議員杉元豊人様、学識経験者赤崎峯雄様、学識経験者見越南州男様、学識経験者楠元フタミ様、学識経験者竹山昭徳様。</p> <p>それでは、県の方からお迎えをいたしております顧問の方々の御紹介をいたします。宮崎県市町村合併支援室長の坂本義広様でございます。宮崎県西諸県農林振興局長の後藤田悦男様でございます。</p> <p>続きまして、監事のお二方を御紹介いたします。この監事は、会計監事の方の監事でございます。高原町会計管理者中園康與様、野尻町会計管理者酒匂重成様。</p> <p>それから、幹事会について紹介いたします。資料の113ページの方でございます。小林市側の幹事といたしまして、副市長の末元三夫様、副市長の肥後正弘様。総務課長の殿所多美雄様、財政課長の南崎淳一郎様、福祉事務所長の久米勝彦様。</p> <p>高原町副町長の福留宜文様、まちづくり推進課長の高妻経信様、教育総務課長の久保田芳人様。</p> <p>野尻町副町長の吉田哲幸様、きょう公務のため御欠席でございます。それと、野尻町総務企画課長の内村明生様、経済課長の谷元弘朗様。</p> <p>それから、事務局長の、私倉園と、事務局次長兼総務グループリーダーの谷川でございます。</p> <p>それから、この合併事務局の事務局員の紹介をいたしたいと思ひます。計画グループリーダーの鶴水義広でございます。ちょっと順不同になりますけども、システムグループリーダーの水町洋明でございます。調整グループ員の柴内敏彦でございます。計画グループ員の馬場倫代でございます。事務局次長兼総務グループリーダーの谷川でございます。調整グループリーダーの税所将晃でございます。システムグループ員の野口健史でございます。調整グループ員の芝田和之でございます。総務グループ員の楠元いず美でございます。</p>

<p>事務局</p> <p>会長</p>	<p>最後に私が事務局長の倉園と申します。よろしくお願いいたします。 以上、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、議長選出となっておりますが、協議会規約第10条によりまして、会長が会議の議長になると定められています。よって、これより会長の方で議事進行を行っていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、規約の定めるところによりまして、しばらくの間、私が議事を進めさせていただきます。御協力よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>まず、後ほど御協議いただく予定としておりますが、協議会会議運営規程におきまして、会議録を作成するという事になっております。また、会議録署名委員を2名として、議長が指名をすることになっておりますので、突然の指名で恐縮ですが、お二人に指名をさせていただきます。今回は、小林市の龍神豊美委員さんと、高原町の原田富雄委員さんお二人に会議録署名委員としてのお二人、お願いをしたいと思います。</p> <p>それでは、協議に先立ってお諮りしたいと思っておりますが、会議の傍聴についてであります。報道関係の皆様方を含めまして、多数の住民の皆様から傍聴したい旨の申し入れを受けております。傍聴関係の規定につきましては、本日の会議におきまして、後ほど御協議いただくことになっておりますけれども、会議の傍聴は、本協議会におきましては、原則公開とすることで御提案しておるところであります。その原則公開にして御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>御異議なしと認めます。よって、傍聴は原則公開とさせていただきます。なお、傍聴の手續等につきましては、とりあえず小林市・高原町・野尻町合併協議会傍聴要領の規定を適用させていただきます。今回はそれに対応するという事にいたしますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。</p>
<p>局長</p>	<p>それでは、早速議事に入らせていただきますが、会議次第の9番、議事の①の報告事項第1号から第8号について、一括して事務局から報告をいたさせます。事務局長よりその報告を願います。</p> <p>申しわけありませんが、着席したまま報告をさせていただきます。報告事項に入ります前に、資料の3ページから5ページにわたってあります申し合わせ事項について説明いたしたいと思っております。</p> <p>まず、3ページの1、表決の方法についてということですが、協議会は案件を審議し決定する議決機関ではないと。案件を協議し確認する協議機関であるという性格がございますので、表決の際に多数決を用いるということは本来なじまないわけがございます。そして、合併協議に関しましては、住民生活に多大な影響を及ぼすことから、でき得る限り構成自治体間の意見を調整した上で、全会一致をもって進めることを原則といたしております。</p> <p>ただ、十分な議論を尽くした上で、全会一致に至らなかった場合、協議に費やす時間の制約等を勘案して、議長判断で出席委員の3分の2以上の決をもって全体の意思の確認を行うということになっております。原則は全会一致ということなので、よろしくお願いいたします。</p> <p>そして、2番目の協議の方法と資料の事前配付についてでございますが、これは前回の協議会に出席された委員さんには違和感があると思っておりますが、合併までの協議期間が短いということもありまして、前回は提案、協議、確認という流れを、まず提案して、その次の回で確認という手法をとっておりましたけれども、今回の協議会においては、例の図に示してありますように、原則として提案、協議、確認まで一括で行いたいと思っております。ただ、これはあくまで原則でございます。どうしても1回の協議で確認まで済まないものについては、次回の協議で確認を行うという方法で進めてまいります。</p> <p>そして、会議の資料につきましては、原則として委員の皆様方へはおおむね</p>

1週間前に送付できるように努めてまいりたいと思います。

そして、4ページ、資料の4ページでございますが、協議会へ提案する事項の分類方法の定義でございます。大きく分けて報告するもの。これは意思決定を要しないもの。例として括弧の中に報告事項ということで上げておりますものどもがこれに該当いたします。そして、協議するもの、意思決定を要するもの。これは括弧の協議事項、この下に記してあるものが該当いたします。

4番目に、会議について。会議は定例開催といたします。毎月第4木曜日を原則とします。ただ、第5木曜日がある場合は第5木曜日といたします。開催日が祝祭日の場合は、その前日とし、開催日が12月28日から12月31日に当たる場合は、前週の木曜日、これも木曜日が祝祭日の場合は、前日の水曜日と。そして開催時間は、午後1時30分といたします。

会議の臨時開催についてでございますが、協議の進捗状況によって、臨時開催できるものといたします。開催時刻は同じように午後1時30分を原則といたします。

協議会当日の傍聴者への資料提供の取り扱いについてでございますが、傍聴者への資料提供は、可能な限り協議会委員の配付資料と同一のものとすると。

次に、会議録についてでございますが、会議録公開に当たっては、発言者の氏名は公表いたします。小委員会を含む非公開とされた会議について、会議録は非公開といたします。非公開とされた会議、これは小委員会を含みますけれども、会議録は事務局職員によって作成する。

以上のことで、申し合わせ事項の確認をさせていただきたいと思います。

引き続きまして、報告第1号から第8号にわたりまして、説明申し上げます。

資料の6ページ、報告第1号小林市・高原町・野尻町合併協議会の設置に至る経緯について。

小林市・高原町・野尻町合併協議会の設置に至る経緯について、別紙のとおり報告する。

この別紙と申し上げますのは、7ページの経緯と書いた資料でございます。平成18年の7月から平成19年の12月27日までの間において、両町におかれまして、合併の機運が高まってまいりました。そこまでの経緯が12月27日までの経緯に記してございます。

そして、明けて、平成20年1月25日から、それぞれの自治体の議決なり、それ以前の経緯について記してございます。そして、4月1日に合併協議会が設置され、4月2日に合併協議会設置の届けを県に行い、本日の第1回目の協議会を迎えたということになっております。

続きまして、報告第2号小林市・高原町・野尻町合併協議会規約及び協議書についてと。

これについては、資料の9ページから19ページまでつづっておりますとおり、まず協議会規約につきましては、合併協議会を設置し、運営する上において、基本となるものでありまして、合併協議会の議決を受ける際にも添付されておるものでございます。読み上げて説明させていただきたいと思います。

協議会の設置、第1条、小林市、高原町、野尻町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2条でもちまして、協議会の名称の規定でございます。協議会は小林市・高原町・野尻町合併協議会と称します。

第3条で、協議会の事務を規定しております。1市2町の合併に関する協議。法第6条の規定に基づく新市基本計画の作成。そして前2号に掲げるもののほかに、1市2町の合併に関し必要な事項。

事務所につきましては、協議会の事務所は、1市2町の長が協議して定めた場所に置くと。

第5条におきまして、協議会の会長、副会長及び委員の規定でございます。

第7条におきまして、委員の定数及びその資格等を規定しております。

第8条におきまして会長の職務、9条におきまして会議の規定、第10条におきまして運営と。

第11条で小委員会の設置の説明がございます。

第12条で協議会の連絡調整を行うために幹事会を置くという条項でございます。

13条が協議会の事務処理のための協議会に事務局を置くという規定でございます。

第14条が経費に関する規定でございます、1市2町の負担金及びその他の収入をもって充てるという規定になっております。

第15条が、協議会出納の監査の規定でございます。

第16条で、協議会の予算の規定がしてあります。

17条で報酬、その職務を行うために要する費用弁償の説明でございます。

18条におきまして、協議会が解散した場合の決算のやり方の規定でございます。

そして14ページ、15ページ、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約に関する協議書ということですが、協議の内容として、このような協議書を取り交わしたということになります。規約に関する協議事項としては、協議会の事務所は小林市に置くと、1で。2で会長及び副会長について、会長は小林市長をもって充てる。副会長は高原町長、野尻町長をもって充てる。

委員につきましては、小林市16人以内、高原町及び野尻町各8名以内とする。

4番目に、顧問といたしましては、県市町村合併支援室長、西諸県農林振興局長に委嘱する。

会長の職務代理につきましては、野尻町長をもって充てると。

次ページに移りますが、幹事会及び専門部会。幹事会及び専門部会について幹事会及び専門部会の組織運営、その他必要な事項については、次のとおり定めます。小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会規程及び小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会規程。

事務局職員についてでございますが、事務局職員として、常勤の者で、小林市から4名、高原町から3名、野尻町から3名となっております。

そして、事務局の組織運営、その他必要な事項については、小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局規程で定めます。

協議会経費につきましては、均等割5割、人口割5割といたします。

監事につきましては、1市2町のうちから高原町の会計管理者及び野尻町の会計管理者の2人をもって充てます。

財務に関しましては、小林市・高原町・野尻町合併協議会財務規程に基づいて行います。

報酬及び費用弁償につきましては、小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を適用いたします。

協議会解散の場合の措置といたしまして、各自自治体の負担金等の割合でもって分割となっております。

その他必要な事項に関する協議でございますが、事務局職員の身分については、それぞれの市町に属するものといたします。それに基づいて分限及び懲戒処分については、それぞれの市町の条例の規定によるものといたします。

臨時職員について。臨時職員につきましては、協議会会長の属する小林市で雇用いたしまして、その費用は協議会で負担いたします。

また、公務災害に対しての事務は、雇用した小林市で執行し、経費は1市2町で均等に負担するというようになっております。

協議会を離脱した場合も、それ以前のものについては、責任を持つものとなっております。

公用車利用についてでございますが、事務局職員は、協議会会長の属する小林市の公用車を相互に利用することができるものとし、事故等の処理は公用車を所有する小林市及び運転者等の属する市町が行うものとし、

ただし、補償額が加入保険の限度を超える場合においては、1市2町が均等に負担すると。

協議会を離脱した場合も、それ以前のものについては、責任を持つものとして規定しております。

そして、次に、小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の身分等の取り扱いについてですが、協議会委員につきましては、身分として協議会の委員の委嘱をもって、当該委員を選任した市町長が属する市町の非常勤の職員に任命されたものとみなします。

次の事項は、公務災害補償制度の適用でございますが、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、当該委員を選任した市町の公務災害補償制度を適用いたします。

そして、公務災害補償事務については、それぞれの市町において執行することとします。

公務災害補償の経費負担でございますが、それぞれの所属する市町が全額負担するというようになっております。

そして、公務災害補償の適用除外という項目でございますが、地方公務員災害補償法の適用を受けるものにあつては、本件による取り決めは適用しないものとしたします。

報酬及び費用弁償についてでございますが、当該委員に協議会の関係規程に定める報酬及び費用弁償の支給があつたときは、これらを当該委員が非常勤職員の身分を有する市町において定めた当該非常勤職員に支給すべき報酬及び費用弁償とみなします。

そして、19ページでございますが、協議書の内容変更について。この協議書に定める内容を変更する場合は、事務局職員の変更以外には変更協議書を取り交わすものとしたします。

この協議書に定めのない事項につきましては、1市2町の長が協議して定めるものとしたします。

以上のことをもちまして、4月1日に、協議書の調印を済ませております。

続きまして、報告第3号です。資料のページが20ページからとなっております。小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会規程について。これは協議会の中の組織であります幹事会に対する規程でございます。

1条から読み上げて説明したいと思います。第1条、この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

そして、第2条で、幹事会の所掌事務というものがございまして。所掌事務といたしましては、合併協議会に提案する事項について、協議または調整するものがございます。そして、これ以外に合併に関して必要な事項について協議または調整をいたします。

第3条の、幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てると。この別表というのが、22ページにございますので、御参照ください。

組織といたしまして、第4条に、幹事会は、幹事をもって組織する。幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出す

る。  
会議の規定でございます。第5条。幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。幹事長は、幹事会を代表し、会議の議長となる。副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に支障があるときは、幹事長があらかじめ指名した副幹事長がその職務を代理すると。

第6条に、関係職員等の出席と。幹事長は必要に応じて、幹事会に関係職員等の出席を求めることができる。

第7条の報告でございますが、幹事長は幹事会の協議または調整の経過及び結果について、会長に報告するものといたします。

第8条の庶務でございますが、幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理いたします。

報告第4号でございます。資料の23ページ。小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会規程及び小林市・高原町・野尻町合併協議会分科会規程について。この規程について、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページまでの規程になっております。これは、幹事会の下部組織であります専門部会と分科会の規程を定めたものでありまして、専門部会規程が資料の24ページから25ページまで。まず専門部会の規程といたしまして、第2条の所掌事務でございますが、専門部会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会の幹事長の指示を受けて、規約第3条各号に掲げる事項について専門的に協議または調整するものとなっております。

組織といたしましては、専門部会は、総務部会、企画財政部会、厚生部会、産業建設部会及び文教部会の5部会といたしております。

各専門部会におきまして、部会長及び副部会長を置くと。そして部会長は会議の長となると。

第8条で、部会長は、会議における審議の経過及び結果について、幹事長に報告するものとするとなっております。

そして、27ページの分科会規程でございますが、これも専門部会の下部組織として設置されるものでありまして、それぞれ分科会長、副分科会長を置いて、専門部会に報告するようになっております。

続きまして、29ページ、報告第5号、小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局規程についてでございますが、これが30ページから34ページまでの規程になっております。

これは小林市・高原町・野尻町合併協議会事務局の必要な事項を定めたものでございまして、所掌事務といたしましては、資料の33ページ、1から37までの項目を所掌事務といたしてありまして、組織といたしましては、事務局長、事務局次長、グループリーダーに分かれて所掌事務を処理してまいります。

続きまして、36ページ、報告第6号、小林市・高原町・野尻町合併協議会財務規程について。これについては、規程が36、37、38とございますが、この中で予算区分、費目、それぞれ歳入歳出予算等が規定されております。

そして、協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市町の例によるということで、協議会出納員は、出納の管理を行うものとなっております。そして、会長は、毎会計年度終了後、3カ月以内に協議会の決算を調整して、協議会の監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならないということになっております。

資料の39ページ、報告第7号、小林市・高原町・野尻町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてでございますが、この規程につきましては、資料の40ページに第1条から第4条の規定がございまして、その時間と単価の説明をいたしてあります。

資料の41ページ、報告第8号、小林市・高原町・野尻町合併協議会組織体制について。

<p>会長</p>	<p>42ページの図をごらんいただきたいと思います。先ほど来、規約等、規程等で説明しております分科会、これが一番下から支える会になります。分科会の上に専門部会、5部会がございまして、分科会は、専門部会の指示を受けて、報告をいたします。そして、その上に幹事会がございまして、両副市長、副町長、総務課長、まちづくり推進課長、総務企画課長、専門部会、事務局長及び事務局次長で構成いたしますが、所掌事務としては、協議会提案事項の協議・調整、専門部会の統括、そしてプロジェクトチームの統括となっております。</p> <p>その横の事務局の方では、協議会、幹事会の会議運営、そして協議会、幹事会の協議資料作成、そして専門部会等との連絡調整などを行います。</p> <p>そしてその上の合併協議会、これが皆様が所属される協議会がございまして、所掌事務としては、合併に関する協議と、新市基本計画の作成等となっております。</p> <p>そして、協議会から付託された小委員会というのがございまして。小委員会の委員は、合併協議会委員で構成されまして、所掌事務といたしましては、協議会付託事項の調査・審議と。主なものとして、議員・農業委員の定数・任期、新市基本計画・地域自治区等の小委員会となります。</p> <p>そして、合併協議会は、小委員会に付託し、小委員会は、合併協議会に向けて報告するということになっております。その間に、顧問といたしまして、県の方にお方に指導を行っていただくという形でございます。</p> <p>その下の監事につきましては、合併協議会の監事をいたすということになっております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p> <p>少し時間がかかりましたが、報告は以上で終わらせていただきますけど、ここで約10分程度、休憩をさせていただきます。次に14時50分から再開をいたします。休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後2時39分休憩～午後2時50分再開</p>
<p>局長</p>	<p>会長</p> <p>それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。</p> <p>ただいま報告事項8件につきまして、報告をいたしました。事務局の説明につきまして、何か御意見、御質疑があれば、お出してください。——御意見、御質疑もないようでありますので、それでは次に進めさせていただきます。</p> <p>議事に入りたいと思います。協議事項につきましては、協議第1号小林市・高原町・野尻町合併協議会会議運営規程（案）、協議第2号小林市・高原町・野尻町合併協議会傍聴要領（案）、協議第3号小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程（案）、そして協議第4号小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程（案）、これを一括して議題に供したいと思っております。</p> <p>事務局より説明を願います。</p> <p>それでは、資料の43ページをおあげください。協議第1号小林市・高原町・野尻町合併協議会会議運営規程について。小林市・高原町・野尻町合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案する。</p> <p>この別紙というのが、資料の44ページから45ページにわたって掲載されております。これは、合併協議会の運営を規定するものでありまして、委員の責務、会議の進行、会議録等の原則公開について規定したものであります。</p> <p>続きまして、協議第2号小林市・高原町・野尻町合併協議会会議傍聴要領について。小林市・高原町・野尻町合併協議会会議傍聴要領について、別紙のとおり提案する。</p> <p>この要領につきましては、47ページから50ページまで記載してありますが、主なものとして、傍聴人は、会議を妨げないように行動しなければならないというのと、あと49ページの傍聴人受付簿に記載した上で、</p>

	<p>50ページの傍聴証を入手する必要があると。そのことの要領を規定したものでございます。</p> <p>続きまして、資料の51ページ、協議第3号小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程について。小林市・高原町・野尻町合併協議会小委員会設置規程について、別紙のとおり提案する。</p> <p>この別紙というのが、次ページの52ページから53ページにございます。小委員会の所掌事務といたしましては、合併協議会から付託された事項について、調査、審議をするものでございます。そして小委員会の委員につきましては、協議会会長が必要に応じて協議会の会長、副会長及び委員の中から選任するということになっております。</p> <p>組織につきましては、小委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長及び副委員長は互選により選出するということになっております。会議録等につきましては、原則として公開となっております。あとは、費用弁償等の条項でございます。</p> <p>資料の54ページ、協議第4号小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程について。小林市・高原町・野尻町合併協議会会議録等閲覧規程について、別紙のとおり提案します。</p> <p>別紙というのが、55ページから57ページにございます。これは、会議録の閲覧をするときに、その手続等を定めたものであり、様式としては57ページの様式を提出して閲覧するということになります。</p> <p>以上で、協議1号から4号までの説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。ただいま4つの協議事項につきまして説明が終わりましたけれども、この4つの協議事項（案）について、何か御意見、御質疑があればお出しください。——ございませんか。御意見、御質疑もないようですので、それではお諮りいたしますが、協議第1号会議運営規程（案）から、協議第4号会議録等閲覧規程（案）までにつきましては、これを決定して御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>御異議なしと認めます。よって、協議第1号から協議第4号までは、原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第5号平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会事業計画（案）と協議第6号平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会予算（案）、協議第7号小林市・高原町・野尻町合併協議会のスケジュール（案）についての、3つの案件を議題に供します。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>次長</p>	<p>事務局次長の谷川でございます。協議第5号から第7号まで、私の方で御説明をさせていただきます。座って御説明をさせていただきます。</p> <p>資料の58ページをお開きください。協議第5号平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会事業計画について。平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会事業計画について、別紙のとおり御提案をいたします。</p> <p>59ページから60ページにその事業計画（案）を載せております。59ページをごらんください。まず、事業計画（案）といたしましては、会議の開催といたしまして、①に協議会の開催、先ほど申し合わせ事項でも御確認をいただきましたように、第1回協議会を本日4月17日に小林市で開催をいたしまして、その後、会議開催日及び会議開催時間の原則といたしましては、開催日は毎月第4木曜日、ただし第5木曜日がある場合は、第5木曜日に開催をいたします。会議時間といたしましては、午後1時30分からとしております。</p> <p>2番目に、幹事会の開催でございます。協議会前に、協議会提案事項につきまして、幹事会の方で協議、調整を行ってまいります。</p>



3番目に、専門部会、分科会の開催でございます。事務事業の一元化に当たりまして、事業や制度の比較検討を行いまして、その中で課題や問題点を抽出、整理いたします。そして、協議会に提出する調整案を専門部会、分科会の方で策定をいたしてまいります。

4番目に小委員会の開催でございます。今回、2つの小委員会を設置させていただきたいと考えております。協議会から付託された事項につきまして、小委員会で調査、審議を行ってまいります。一つは、議会議員・農業委員会委員の定数及び任期等の取り扱い小委員会、もう一つは、新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会、この2つの小委員会を設置させていただきたいと考えております。

情報提供及び広報啓発活動の実施でございます。まず、協議会のホームページを開設いたします。そのホームページの中で、協議内容や議事録等を公表いたしますとともに、協議会傍聴案内等も行いながら、広く住民の方々へ情報提供を行ってまいります。

60ページをごらんください。2番目に、協議会だよりの発行でございます。合併協議会での協議内容、進捗状況等を広く情報提供することといたしまして、1市2町の各世帯約2万3,000世帯でございますが、各世帯に協議会だよりを配付いたします。時期としましては、協議会開催後に発行をしてみたいと。第1回目の創刊号につきましては、次回の協議会前、5月下旬には発行をしたいと考えております。

3番目に、新市基本計画概要版の配付でございます。合併協議会では、新市のまちづくり計画としまして、新市基本計画を策定いたしますが、その内容をわかりやすくまとめたもの、解説した概要版を作成いたします。これにつきましても、2万3,000世帯の各世帯に配付をいたしまして、住民の方々の理解を深めていただきたいと考えております。

4番目に、先進地視察研修の実施でございます。専門部会及び小委員会の円滑な運営と、調整作業の効率化を図るために、先進地の視察研修を実施させていただきたいと考えております。

3番目としまして、調査・研究事業でございます。まず、条例・規則等の調査及び一元化でございます。行政制度、事務事業の調整結果をもとにいたしまして、現在の小林市の制度を基本として、例規の整備を調整を行ってまいります。

電算システム調査及び構築でございますが、電算システムの統合に向けまして、システム及びプログラムの調査を行いまして、それをもとに統合計画を作成いたします。

3番目に、新市基本計画の作成でございます。新市の将来を展望した長期的視野に立ったまちづくり計画や、合併した場合の財政見通し等の財政計画を作成いたします。

4番目のその他事業といたしまして、合併協定項目の検討、合併協定項目につきましては、後ほど御説明をさせていただきますけれども、その協定項目についての協議を行ってまいります。

次に、61ページ、協議第6号平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会予算についてでございます。平成20年度小林市・高原町・野尻町合併協議会予算について、別紙のとおり御提案をさせていただきます。

内容につきましては、62ページから67ページに掲載をいたしてあります。まず、62ページをお開きください。合併協議会の予算につきましては、歳入歳出予算の第1条でございますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,900万円と定めると。20年度につきましては、この予算でいかせていただきたいと思いますと思っております。

また、第2条では、歳出予算の流用ということが規定されておまして、歳出予算の各項の金額は、必要に応じて流用することができることとなっております。

す。

次に、63ページでございます。歳入歳出予算3,900万円の内訳といたしまして、まず歳入の方は、負担金が、各市町の1市2町の負担金が3,899万8,000円でございます。次に、諸収入の中の雑入が2,000円でございます。歳入合計が3,900万円でございます。

歳出としましては、下の方でございますように、協議会費、これが3,850万円でございます。協議会費が運営費と事業費に分かれておりますが、運営費が1,877万3,000円、事業費が1,972万7,000円でございます。

それから、予備費といたしまして50万円、歳出合計も3,900万円でございます。

64ページ以降が、歳入歳出予算の事項別明細書となっておりますが、65ページをごらんいただきたいと思っております。ここでは、歳入について内訳を載せております。まず、負担金でございますけれども、負担金の本年度のところの、上から2行目のところですが、これが数字が間違っております、3898と書いてございますが、これを38,998と、1行目と同じように、御訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

負担金が構成団体負担金としまして3,899万8,000円。諸収入の雑入でございますが、内訳としましては、預金利子が1,000円、それから情報公開複写料、会議録のコピー代として1,000円、それぞれ費目を設定させていただいております。

構成団体の負担金の内訳としましては、その算出根拠が下の表に載っております。この内訳としましては、均等割額、人口割額、それぞれ5割、5割で算出をしております。そして、平成17年度の国勢調査の人口を基本といたしまして、人口割額の算出をいたしております。その結果、小林市が一番右の方でございますように、1,977万5,000円、高原町が992万7,000円、野尻町が929万6,000円の、それぞれ構成団体の負担金として納入していただくように予定しております。

66ページをお開きください。歳出でございます。協議会費、運営費、その中の会議費でございますが、会議費が466万8,000円でございます。その内訳といたしましては、まず報酬が189万5,000円。これにつきましては、本日御出席の委員の皆様方の報酬でございますが、合併協議会を、まず10月までに7回開催をいたします。その後、合併調印式を含みまして3回、計年度内に10回の協議会を予定しております。

それから、先ほど御説明いたしました2つの小委員会、これをそれぞれ5回ずつ開催する予定にしております。

それから、視察研修につきまして、1泊2日程度の日程で計画をいたしておりますので、その分の委員さん方の報酬でございます。その下の旅費、93万8,000円でございます。委員の会議に出席される場合の費用弁償、本日の会議等も含まれます。その分が43万5,000円。それから先進地視察研修に係る分が50万3,000円でございます。

需用費としまして19万5,000円。会議に使用いたします消耗品費が16万円とお茶代等の食糧費が3万5,000円です。

その下の役務費でございますが、100万5,000円。本日の合併協議会、それから小委員会につきましては、それぞれ会議録を作成することとしております。その会議録の作成の手数料が97万2,000円。そしてその他関連経費としまして、振り込み手数料が9,000円、テープの宅配手数料が2万4,000円でございます。

その下の使用料及び賃借料60万円でございますが、本日も既にお願いをいたしておりますけれども、会議等で使用いたします音響機器の借り上げ料といたし

まして、60万円、合併協議会10回分と小委員会10回分の借り上げ料として60万円を組んでおります。

負担金補助及び交付金3万5,000円でございますが、後納郵便料の負担金といたしまして、3万5,000円を計上しております。

次に、事務費1,410万5,000円、職員手当等としまして、事務局長を除きます9名の事務局職員の時間外勤務手当といたしまして、648万円を組んでおります。非常に限られた日程の中で協議会を開催いたします。その事務作業をいたします関係で、このような金額で計上させていただいております。御理解いただきたいと思っております。

旅費につきましては、71万9,000円でございます。県との事務折衝等で9万1,000円、それから専門部会を初めとします職員レベルの先進地視察研修が62万8,000円、これにつきましても、1泊2日程度の日程で40人分を計上いたしております。

需用費につきましては、173万5,000円、内訳としまして消耗品費が153万1,000円、それから視察研修等の折のガソリン代、あるいは灯油代等で4万円。それから食糧費、これは視察研修の折のお土産代といえますか、そういったものが9,000円。それと備品等の修繕費としまして10万円。それから事務局で使用いたします封筒の印刷製本費としまして5万5,000円でございます。

役務費3万4,000円でございますが、通信運搬費、これは切手代でございます。切手代が1万円、それから振り込み手数料が9,000円、それと市役所の玄関前に合併協議会の看板を設置いたしております。その看板の製作手数料といたしまして1万5,000円。それから使用料及び賃借料といたしまして252万6,000円でございます。協議会で使用いたします資料を作成いたしますために、事務局内に2台のコピー機を設置したいと考えております。そのコピー機の借り上げ料としまして240万円。それから会場借り上げ料の9万円につきましては、基本的に合併協議会につきましては、公共施設を利用させていただきたいと考えておりますが、会場の中には、指定管理者という形で会場の管理をされているところもございますので、その場合の借り上げ料として9万円計上しております。それと視察研修等の折の高速道路使用料としまして3万6,000円。それから備品購入費50万円につきましては、事務局内で使用いたします備品等の購入費としまして50万円でございます。

67ページをごらんください。負担金補助及び交付金でございます。まず、これが211万1,000円でございますが、臨時職員の雇用負担金としまして158万1,000円。これにつきましては小林市の方で雇用いたしまして、合併協議会から小林市に負担金を納めるということになります。

それから、公用車利用負担金が24万円、後納郵便料負担金が5万円、それから光熱水費負担金12万円、電話使用料負担金12万円、光熱水費、電話使用料につきましては、今回合併協議会事務局を小林市役所の4階に設置をいたしております。その関係で、合併協議会から光熱水費と電話使用料につきましては、負担金を納めるということにしております。

次に、2番の事業費の中の事業推進費でございます。1,972万7,000円でございます。

まず需用費としまして、711万8,000円。消耗品費が20万円、それから印刷製本費としまして691万8,000円でございます。その内訳としましては、合併協議会ごとに発行いたします協議会だよりの印刷代、これの7回分を今のところ予定しております。

それから、住民用合併情報紙の発行、これにつきましては、合併協議会で協議させていただいて決定した調整方針等につきましても、地域住民の方々にお知らせをしていく情報紙でございます。

下の現況調書等印刷とございます。現在専門部会、分科会におきまして、1市2町の制度政策等につきまして、現況調書を作成することとしております。それを調整方針等がまとまりますと、最終的に1冊のものとして製本をしてまいります。その印刷製本費でございます。

それから、合併協定書の調印。合併協議が終了いたしますと、合併協定書の調印式をいたします。その際使用いたします協定書でございます。

役務費といたしまして10万9,000円。振り込み手数料が9,000円と、光回線プロバイダー等の使用料が10万円。これにつきましては、事務局内でインターネットを使用いたしまして先進地の事例等を調査・研究をいたします。その際の光回線とプロバイダーの使用料でございます。

委託料1,250万円、これが大変大きい金額になっておりますけれども、先ほど事業計画でございました例規の現況調査等の委託料が300万円。それから新市基本計画策定委託料としまして650万円。この新市基本計画につきましては、前回作成しております1市2町1村、それから1市1村、それと2町での作成いたしましたまちづくり計画のデータをできるだけ活用いたしまして、効率化を図りながら、委託料を抑えていきたいと考えております。それと、電算システム現況調査委託料といたしまして300万円を計上いたしております。

最後に予備費としまして50万円、歳出合計も3,900万円ということでございます。

次に、68ページをごらんください。協議第7号小林市・高原町・野尻町合併協議会のスケジュールについて。小林市・高原町・野尻町合併協議会のスケジュールについて、別紙のとおり提案すると。

内容としましては69ページから70ページに掲載をいたしております。69ページをごらんください。資料が横になっております。また文字が大変小さくなっておりまして、見にくくなっているかと思いますが、御了承いただきたいと思っております。

まず、上の方を見ていただきますと、合併協議会のスケジュールとしましては、協議期間、いわゆる合併協議の期間と、右の方には、法的手続、合併準備作業の期間とございます。その下の合併協議会等というところをごらんいただきますと、まず4月17日の第1回を皮切りに、10月までに7回の合併協議会を開催する予定でございます。その後、11月に入りますと、1市2町におきまして、合併の是非について、判断をしていただきまして、その上で11月中には合併協定書の調印をいたしたいと考えております。その後、12月議会におきまして、1市2町の議会での合併関連議案、廃置分合議案の議決をお願いしたいと考えております。その後、直ちに県知事への合併申請を行ってまいりたいと考えております。

その後、県議会におけます議決、それから県知事による合併の決定、県知事による総務大臣への届出、そして総務大臣による告示を経まして、新市誕生というスケジュールになっております。

その間、この法定合併協議会につきましては、新市誕生の前日まで設置をされるということになっております。

その下の事務局というところをごらんください。事務局につきましては、4つのグループに分かれまして作業を進めてまいります。まず、総務グループにつきましては、広報活動といたしまして、協議会だよりの発行、それからホームページでの情報提供を行ってまいります。

その下の調整グループにおきましては、合併協定項目の調整を進めてまいります。まず、合併基本項目の調整案の検討につきまして、まず優先的に進めてまいります。その後、合併新法の規定項目の調整案の検討、それからその他項目の調整案の検討を行ってまいります。この協定項目については後ほど協議事項として上がっております。

	<p>次に、計画グループにおきましては、新市基本計画の策定を進めてまいります。5月に入りますと、策定作業に入りまして、まず8月上旬には県との事前協議、それから8月の第5回協議会におきまして、新市基本計画案を御提案申し上げて決定をいただきたいと思いますと考えております。それから、県との本協議を経まして、9月、第6回の協議会では、新市基本計画を決定していただきたいと思いますと考えております。</p> <p>その下のシステムグループにつきましては、電算システムの統合を行ってまいります。まず情報化基本構想、それから統合基本方針を策定いたします。そして、5月の第2回合併協議会におきまして、統合基本方針を提案させていただく予定でございます。</p> <p>6月に入りますと、システムの現況調査を行いまして、統合実施計画を策定してまいります。策定作業を経まして、10月には統合実施計画を決定させていただきたいと考えております。その実施計画をもちまして、廃置分合と同じ12月議会におきまして、システム統合の予算を御提案させていただき、各市町の議会におきまして、議決をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>その後、電算システム統合作業に入りまして、この統合作業につきましては、通常約1年を要すると、それ以上になる場合もございます。そういった期間を経まして、システム統合を行ってまいります。その作業が終了いたしますと、合併前に職員のシステムに関する研修、それからシステムのリハーサル等を行いながら、最終的なシステムの状況を確認いたしまして、新システムの運用を図っていきたくと考えております。</p> <p>その下の選挙関係というところでございますが、平成21年の10月には、高原町長さんの選挙が予定をされているところでございます。そのほか、その上の方に合併準備作業ということで書いてございますように、合併準備に入りますと、人事・組織体制の整備、それから条例・規則等の整備、事務事業一元化の作業を調整方針に従いまして、詳細に協議をしてまいります。</p> <p>次に、70ページをごらんいただきたいと思います。ただいまのスケジュールに基づきまして、当面の合併協議会の開催計画予定表として案をお示ししております。まず本日は、4月17日に小林中央公民館の方で開催をさせていただきましたが、第2回以降につきましては、毎月第4木曜もしくは第5木曜を基本といたしまして、それぞれ小林市、高原町、野尻町の順に、会場を持ち回りをさせていただきますと考えております。</p> <p>なお、第7回につきましては、本来小林市での開催順でございますけれども、ちょうど市民総合文化祭等の日程と重なりまして、高原町さんの方をお願いいたしまして、高原町での開催ということで予定をいたしております。</p> <p>それから、第4回のところの開催時間につきましては、午後1時30分を原則といたしておりますが、会長のスケジュール等の都合もございまして、この日だけは、午後2時からの開催とさせていただきますと考えております。</p> <p>以上、説明を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございます。ただいま3つの協議事項、説明をいたしましたけれども、何か御質疑、御意見があればお出してください。——御意見、御質疑もないようですので、お諮りしたいと思います。協議第5号平成20年度合併協議会事業計画（案）、協議第6号平成20年度合併協議会予算（案）並びに協議第7号合併協議会のスケジュール（案）につきましては、これはいずれも原案のとおり決定するに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>御異議なしと認めます。よって、協議第5号、協議第6号、協議第7号につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第8号合併協定項目（案）、協議第9号事務事業一元化の基</p>

<p>事務局</p>	<p>本的な考え方（案）を一括して議題に供したいと思います。</p> <p>事務局より説明を願います。</p> <p>調整グループの税所と申します。私の方で協議第8号及び9号について説明を申し上げます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、71ページです。協議第8号合併協定項目について。合併協定項目について、別紙のとおり提案いたします。</p> <p>次ページをお開きください。合併協定項目（案）。基本的協定項目。項目としまして左側に項目、右側に簡易な説明の方を計上させていただいております。</p> <p>1、合併の方式、2、合併の期日、3、新市の名称、4、新市の事務所の位置、5、財産及び債務の取り扱い。</p> <p>次に合併新法に規定されている協定項目。6、議会議員の定数及び任期の取り扱い、7、農業委員会委員の定数及び任期の取り扱い、8、地方税の取り扱い、9、一般職の職員の身分の取り扱い、10、新市基本計画、11、地域自治区等の取り扱いの6項目。</p> <p>次に、その他必要な協定項目。12、特別職の職員の身分の取り扱い、13、条例、規則等の取り扱い、14、事務組織及び機構の取り扱い、15、一部事務組合等の取り扱い、16、使用料、手数料等の取り扱い、17、公共的団体等の取り扱い、18、補助金、交付金等の取り扱い、19、自治会・行政連絡機構の取り扱い、20、町名・字名の取り扱い、21、慣行の取り扱い、22、国民健康保険事業の取り扱い、23、介護保険事業の取り扱い、24、消防団の取り扱い、25、各種事務事業の取り扱いの14項目となっております。</p> <p>25の各種事務事業の取り扱いにつきましては、次ページの73ページになります。（1）の総務関係、（2）電算システム関係となっております、下の方に順次行きます、19項目にわたっております。</p> <p>次ページをお開きください。参考資料といたしまして、合併協定項目の内容と調整の流れということで、74ページから82ページにかけて説明の方をさせていただきます。</p> <p>内容につきましては割愛させていただきますが、説明の方を、今回は編入合併ということもありますので、記載の中身については、編入合併を基調とした説明文とさせていただきます。</p> <p>82ページをお開きください。中段のところに、各種事業の取り扱いということがありますが、ここを若干説明させていただきたいと思います。黒丸の中段に、調整の流れとありまして、その下に分科会とあります。分科会については、行財政の現況調査、事務事業の現況把握、その他整理・比較検討、調整案の検討、原案の作成ということになっておりまして、右側の専門部会、その右側の方に、幹事会というところで、Aランクの調整項目の整理、Bランクの調整、Cランクの確認をさせていただきます。</p> <p>その後、下の方になりますが、協議会の方に提案という形でAランクの協議、B、Cランクの確認をさせていただきます。</p> <p>A、B、Cランクづけでございますが、Aランクにつきましては、住民生活にかかわりが深く、合併の是非の材料となるような事業、Bランクにつきましては、幹事会までの行政レベルで調整可能な事項、Cランクにつきましては、専門部会までの行政レベルで調整可能な事項ということで取り扱いをさせていただきます。</p> <p>続きまして、協議第9号に移らせていただきます。83ページです。事務事業一元化の基本的な考え方について。事務事業一元化の基本的な考え方について、別紙のとおり提案いたします。</p> <p>次ページをお開きください。事務事業一元化の基本的な考え方（案）。1、目的、小林市、高原町、野尻町は、それぞれの歴史の中で培われたまちづくりを行ってきた。このような中、小林市、高原町、野尻町が合併した場合、1市2町に</p>
------------	---

において実施している制度や事務事業等について、これまでの各市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、住民生活に及ぼす影響等に配慮しながら、一体化の調整を行う必要があるため、合併協定項目の調整方針を定めるものとする。

2、調整の基本原則、1、新市の速やかな一体性の確保に努めること。各種証明書の発行や申請の手続、福祉サービスの利用、各種施設の利用など、住民生活にかかわる事項は、住民生活に混乱を来さないよう、速やかな一体性の確保に努めるものとする。

2、新市における健全財政の確保に努めること。財政の確保に努めるとともに、効率的な財政運営を心がけ、多様化・高度化する行政需要に対応できる財政運営に努めるものとする。

3、行政改革の観点から事務事業の見直しに努めること。最少の経費で最大の効果を上げることを基本とした行政改革を推進し、事務事業の見直しに努めるものとする。

4、住民サービス及び住民福祉の向上に努めること。1市2町で実施している各種サービスについて、その内容に差異があるものについては、現行のサービス水準を低下させないよう、できる限り調整に努めることとする。

5、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないよう努めること。住民が直接負担するもの（地方税や各種使用料、手数料等）については、その税率や料金について、負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう配慮し、調整に努めるものとする。

6、新市移行期においてサービス負担の急激な変化に対し、激変緩和措置等の適用について、十分な検討を行うこと。一元化することにより、住民生活に大きな影響を与えることが予測されるものについては、激変緩和措置などの適用の必要性について検討するものとする。

3、調整方針、原則として小林市の制度等に統一することとする。この場合、高原町、野尻町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を加えるものとし、必要に応じて経過措置を設けることとする。

経過措置の期間については、合併年度及びこれに続く3年度間までとする。なお、住民サービス、住民負担の適正化推進の観点から、特に必要があると認められるときは、小林市の制度等の見直しなど、総合的な調整を行うものとする。

事務事業の調整方針。事務事業の調整方針は、おおむね次の分類のいずれかによることとする。

ア、小林市の制度等に統一（適用）する。1市2町間で相違があるが、小林市の例に倣い調整し、新市発足の日から施行する事項。

イ、〇〇町の制度等を適用（統一）する。1市2町間で相違があるが、高原町または野尻町の例に倣い調整し、新市発足の日から施行する事項。

ウ、現行のまま新市に引き継ぐ。1市2町で同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ事項。

エ、当面現行どおりとし、合併〇年をめどに新たな制度等を制定する。1市2町間で相違があるが、新市発足の日から施行するよりも、新市において新市の状況を見ながら新たな制度等を制定し、できるだけ速やかに調整する事項。

オ、合併後〇年をめどに統合するよう調整に努める。1市2町間で相違があり、新市発足の日から当分の間は、旧市町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で統合する事項。

カ、合併後〇年をめどに廃止の方向で調整する。社会情勢の変化等により、制度の必要性がなくなり、廃止することが適当な事項。新市発足の日の前日までに廃止する事項と、新市発足の日から当分の間は旧市町の制度をそのまま適用し、いずれかの時点で廃止する事項が考えられる。また、廃止する理由を明確に示す必要がある。

上記は、基本的な表現の例であり、調整方針の作成に当たっては、時期や方法

<p>会長</p>	<p>など、可能な限り具体的に表現するものとする。</p> <p>具体的な表現についてでございますが、経過措置につきまして、3年度間までとするということですので、1年ないし3年度間の間に調整するという方針のもと進めていきたいと考えているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいま合併協定項目と事務事業一元化の基本的な考え方の説明をいたしました。このことについて、何か御意見、御質問はありませんでしょうか。お出しください。——御質問もないようでありますので、協議第8号合併協定項目（案）、協議第9号事務事業一元化の基本的な考え方（案）について、お諮りしたいと思いますが、この2つの議案につきまして、いずれも原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、協議第8号並びに協議第9号については、原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>ちょっとお疲れのようでありますので、10分程度ここで休憩をさせていただきます。</p>
<p>午後3時35分休憩～午後3時45分再開</p>	
<p>会長</p>	<p>それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。</p> <p>続きまして、協議第10号合併の方式（案）、協議第11号合併の期日（案）、協議第12号新市の名称（案）、協議第13号新市の事務所の位置（案）について、関連がありますので、4件を一括して議題に供します。</p>
<p>局長</p>	<p>事務局より説明を願います。</p> <p>事務局より協議第10号から第13号までを提案いたします。</p> <p>まず、資料87ページ、協議第10号合併の方式についてでございますが、西諸県郡高原町、野尻町の全区域を小林市の区域に編入する編入合併とするということで、合併の方式を提案いたします。</p> <p>次ページの88、89ページに編入合併と新設合併の比較表が参考として載せております。90ページまでです。</p> <p>続きまして、協議第11号、91ページでございます。合併の期日について。合併の期日については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の適用が受けられる期限である平成22年3月31日までに合併することを目指すものとするということで、提案いたします。</p> <p>これについては、参考資料といたしまして、次ページの92ページに合併の期日の定義、意味等が記してございます。</p> <p>続きまして、協議第12号新市の名称についてでございますが、新市の名称は小林市とするということで提案させていただきます。</p> <p>続きまして、協議第13号新市の事務所の位置について。新市の事務所の位置は、現在の小林市役所（小林市大字細野300番地）とする。編入された現在の高原町役場、野尻町役場の位置に総合支所を置き、それぞれ高原庁舎、野尻庁舎と呼称する。現在の紙屋支所については、出張所とするということで、提案いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいま説明をいたしました。この4つの件につきまして、何か御質問等があればお出しください。——御意見、御質疑もないようでありますので、協議第10号から協議第13号までは、原案のとおりお認めいただくことに御異議ありませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>



<p>会長</p>	<p>御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定をさせていただきます。</p> <p>次に、協議第14号小委員会付託事項について並びに協議第15号新市基本計画策定方針について、2議案を一括議題に供します。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より説明を願います。</p> <p>計画グループの鶴水でございます。よろしくお願いたします。協議第14号小委員会付託事項について。95ページをごらんいただきたいと思います。議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取り扱い及び新市基本計画・地域自治区等の取り扱いに係る協議について、次のとおり提案いたします。</p> <p>議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取り扱いについて、小委員会に付託する。新市基本計画・地域自治区等の設置の検討について、小委員会に付託する。</p> <p>96ページをごらんいただきたいと思います。議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取り扱い小委員会の設置について（案）。</p> <p>1、設置、議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取り扱いの協議に当たり、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第11条の規定に基づき、議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取り扱い小委員会（以下「議員・農業委員取り扱い小委員会」という。）を設置する。</p> <p>2、所掌事務、議員・農業委員取り扱い小委員会は、次に掲げる事項について、調査または審議等を行う。</p> <p>（1）議会議員・農業委員会の委員の定数及び在任期間等の取り扱いに関する事。</p> <p>（2）その他議会議員・農業委員会の委員の定数及び在任期間等の取り扱いに関し必要な事項。</p> <p>3、組織、議員・農業委員取り扱い小委員会は、2号委員から小林市4人、高原町、野尻町各2人、3号委員から小林市4人、高原町、野尻町各2人を選任し、委員16人以内で組織いたします。97ページから100ページは、参考資料でございます。</p> <p>101ページをごらんいただきたいと思います。新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の設置について（案）</p> <p>1、設置、新市基本計画の策定及び地域自治区等の設置検討の協議に当たり、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約第11条の規定に基づき、新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会（以下「新市まちづくり小委員会」という。）を設置する。</p> <p>2、所掌事務。新市まちづくり小委員会は、次に掲げる事項について、調査または審議等を行う。</p> <p>（1）新市基本計画の策定に関する事。</p> <p>（2）地域自治区等の設置の検討に関する事。</p> <p>（3）総合支所機能に関する事。</p> <p>（4）その他必要な事項。</p> <p>3、組織。新市まちづくり小委員会は、2号委員から小林市2人、高原町、野尻町各1人、3号委員から小林市5人、高原町、野尻町各2人を選任し、委員13人以内で組織する。</p> <p>102ページから106ページは参考資料でございますが、なお、両小委員会の委員名簿が、それぞれ114ページから115ページにございますので、確認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>続きまして、106ページをごらんいただきたいと思います。協議第15号新市基本計画策定方針について。新市基本計画策定方針について、次のとおり提案申し上げます。</p> <p>107ページを読み上げて説明させていただきます。新市基本計画の策定方針</p>

<p>会長</p>	<p>(案)。</p> <p>1、計画策定の趣旨。本計画は、小林市、高原町、野尻町（以下「1市2町」という。）が持つそれぞれの地域の自然や環境に配慮するとともに、歴史・文化・伝統等を尊重し、1市2町が合併した場合のまちづくりの基本方針を定め、各市町の総合計画を踏まえて、総合的な基本計画を策定するものとする。</p> <p>これにより、1市2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図る具体的な施策の方向を示すものとする。</p> <p>2、計画策定の指針。</p> <p>(1) 合併後の新市の施策については、有効性・効率性や緊急性・地域性などを十分検証し、真に必要なまちづくりに資する事業を選定する。</p> <p>(2) 単にハード面の整備充実だけでなく、ソフト面にも充分配慮した計画とする。</p> <p>(3) 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう充分配慮し、地域性や財政事情等を考慮しながら行うものとする。</p> <p>(4) 地方交付税、国・県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらず、健全な財政運営に裏づけられた計画とする。</p> <p>(5) 本計画の実施を通して、地域住民の生活水準、文化水準等を高める役割を担うものとし、あわせて行政の組織及び運営の合理化を図るものとする。</p> <p>3、計画内容。</p> <p>(1) 計画の対象地域は1市2町の区域といたします。</p> <p>開いていただきまして、108ページ、(2)計画の期間は、合併後おおむね10年間について定めるものといたします。</p> <p>(3) 計画の構成。本計画は、まちづくりの基本方針、それを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成する。</p> <p>(4) 財政計画。</p> <p>①策定の趣旨。財政計画は、新市基本計画に定められた施策を計画的に実施していくために、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を行うために策定するものである。</p> <p>このため、財政計画は、現行制度を基本とし、新市の主要施策を推進するに当たって、必要となる財源の見通しとその重点的・効率的な配分など、計画的な財政運営を図る指針として策定する。</p> <p>②策定の基本的な考え方。合併後においても、健全な財政運営を行うことを基本に策定するものとし、合併による歳出の削減効果、合併による市民負担やサービス水準への影響、さらに国及び県による合併に係る財政支援等を反映させて策定するとともに、新市基本計画を財政面から検証することとする。</p> <p>109ページをごらんください。新市基本計画策定スケジュールの目安でございます。</p> <p>まず本日、第1回の合併協議会におきまして、新市基本計画策定方針の確認をいただきまして、県事業について、県との調整及び各市町の事業計画の把握、調整を踏まえまして、第4回の合併協議会におきまして、新市基本計画（案）の提出をいたしたいと思っております。その後、県との事前協議を踏まえ、8月予定の第5回合併協議会によりまして、新市基本計画案の協議確認をいただき、さらに県との正式協議をいたしまして、9月の第6回の合併協議会におきまして、新市基本計画の決定をいただき、県知事、総務大臣への送付を経て、11月には合併協定書調印という運びで進めたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの協議第14号小委員会付託事項（案）並びに協議第15号新市基本計画策定方針（案）の2つの案件につきまして、何か御意見、御質疑があればお出しください。——このことについては、これからで</p>
-----------	---

	<p>ありますので、きょうは基本的な考え方をお示しをしております。御質疑もないようでありますので、それではお諮りいたしますが、協議第14号小委員会付託（案）並びに協議第15号基本計画策定方針（案）の2件については、これはいずれも原案のとおり決定するに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
会長	<p>御異議なしと認めます。よって、協議第14号並びに協議第15号については、いずれも原案のとおり決定をさせていただきます。</p>
事務局	<p>ここで、次の案件に入る前に、確認事項に入る前に、訂正があるようでありますので、事務局から訂正をさせます。</p> <p>先ほど協議いただきました協議第6号合併協議会予算（案）の中で、御訂正をさせていただきますと思います。65ページをお開きください。</p> <p>歳入歳出予算事項の明細書の中の歳入でございますが、この2番目に諸収入が、本年度のところは2と書いてあります。2,000円でございます。そして、その右の方にいきまして、比較というところが1万1,000円になっておりますが、ここも同じく2,000円ということでございます。大変申しわけございません。おわびして訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>以上のように、御訂正方お願いをいたします。</p>
局長	<p>では次に、確認事項につきまして、事務局長より説明をいたさせます。事務局長。</p> <p>それでは、確認事項について説明いたします。参考資料の111ページをお開きください。</p> <p>まず、第2回小林市・高原町・野尻町合併協議会の開催についてでございますが、日時が平成20年5月29日の木曜日、午後1時30分から。場所は高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」の神武ホールで行いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>2番目に、第1回議会議員・農業委員会委員の定数及び任期等の取り扱い小委員会開催についてでございますが、協議会と同日の午前10時から、場所も同場所の中研修室で行います。委員の方はよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、第1回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催についてでございますが、日時は協議会と同日の午前10時から。場所については、同ほほえみ館の中研修室となっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>以上、確認事項であります。そのとおり取り計らいますので、よろしくお願いを申し上げます。</p>
小島委員	<p>以上で、お諮りすべき協議事項、そのほかについては終了いたしました。その他というのは何かあるんですか。ないですか。こちらにはないようなんですが、皆さん方の方で、この際何か一言言っておきたいということがありましたら、ありませんでしょうか。どうぞ。小林市の小島さん。</p> <p>先ほど確認事項で、小委員会の日程が5月29日、10時からというふうにされておりますが、基本的には、その小委員会で次回の日程を決めるのか。あるいは今後合併協議会が午後からありますが、小委員会はその午前中に行われるのかを確認したいと思います。</p>
会長 事務局	<p>事務局。</p> <p>お答えします。小委員会は、合併協議会が午後から行われますので、同日の午前中開催ということでお願いいたしたいと思います。</p>
会長 竹之内委員	<p>よろしゅうございますか。ほかにありませんか。どうぞ。高原の竹之内さん。</p> <p>小委員会のことでお尋ねしますが、この小委員会というのは、7回という計画でありますか。先日、高原で勉強会があったときなんですけれども、小委員会は、ある程度回数が必要じゃないかなという意見も出たんですけども、どうお</p>

<p>会長 事務局</p>	<p>考えになるのか。 事務局。 御指摘いただきましたように、確かに小委員会につきましては、それぞれ重点的に特定のことについて協議をいただくという意味では、回数が必要かと考えております。今のところ、予算的には、5回を予定いたしておりますけれども、特に今回、議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期、そしてもう一方の方が、新市基本計画と地域自治区等の設置ということで、大変内容の濃い小委員会になるかと考えております。それで、協議を進めていきます中で、全体のスケジュール等も見通しながら、場合によっては、協議会と同日開催のほかに、その間に1回入れさせていただくと、集中的に協議をいただく場合が今後出てくるかと思っております。そういうことも出てまいりますので、委員の皆様方にはお忙しいことかと思っておりますが、よろしくお願いたします。</p>
<p>会長 見越委員</p>	<p>よろしいですか。ほかにありませんか。どうぞ、見越さん。 ここで申し上げるべき問題かどうかわかりませんが、合併というのは大変だと思うんです。10人の職員の方が、日夜いろいろ短期間の間に作業されるわけでございます。御苦労でございますが、県の方に対する派遣申請とか、それは予定はないんでしょうか。合併支援室長もおいででございますが、前回のときは、県の方の派遣があったわけです。今回はそういう予定はないんでしょうか。今の10人で十分やっつけられるということなんでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>私の方からお答えするのはどうかと思いますが、顧問としておいでいただいたのは、県はもう1人いらっしゃる場合がありますけれども、土木事務所と振興局、両方おいでになった場合があるんですが、合併推進室からはお一人だったんです。御意見を、参考意見をお聞かせいただいたり、県で検討した方がよかろうというような問題が出てまいりましたときには、持ち帰り願いまして、県の御意見はその次の回にお出しいただくということで今のところ考えております。いかがですか。</p>
<p>市町村合併支援室長</p>	<p>私どもは皆さんの御要望に基づきまして、対応させていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>ほかにありませんか。——ないようでありますので、以上で私の責めを終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。 堀会長。議事進行、どうもありがとうございました。委員の皆様におかれましても、お疲れさまでした。以上をもちまして、第1回協議会のすべてを終了いたします。 なお、本日皆様に名札を用意しておりましたが、事務局の方で預かりますので、その場に置いて帰っていただきたいと思っております。また、皆様の机に、それぞれバックとファイルが用意してあります。これからいろいろ、会議で相当な量の資料になるかと思っておりますけれども、そのファイルの方につづいていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。 それでは皆さん本日はどうもお疲れさまでした。</p> <p style="text-align: center;">午後4時7分閉会</p>

会議録署名委員 龍神 豊美

会議録署名委員 原田 富雄